令和８年度前期

授業料減免（大学独自制度）申請について（医学部）

本学が定める申請要件等に該当する場合、本人の申請に基づき予算の範囲で選考のうえ、認められた方に対して授業料の免除を実施する大学独自の減免制度です。

減免の対象

次のいずれかに該当する者です。

(1)　学費負担者の長期療養、失業、事業の倒産等の経時的理由により授業料の納付が著しく困難であり、かつ学生の学業が優秀であると認められる場合

(2)　授業料の納期前 1 年以内において、学費負担者の死亡や風水害等の罹災により授業料の納付が著しく困難になったと認められる場合

(3)　(1)又は(2)に準ずる場合であって、理事長が相当と認める事由がある場合

申請要件

次に該当する者

(1)　大学院又は研究生

※日本学生支援機構その他の各種団体の奨学金等を受給している、または申請中の方でなければ、申請があっても減免対象外となります

授業料の減免申請をする場合は、下記書類を揃えて、提出期限までに学生課に提出してください。

○減免の決定は**７月中旬～8 月末頃**を予定しています。

○減免決定まで授業料の納入は猶予されますので、納付書が届いても納入せずに決定通知をお待ちください。また、授業料の口座振替についても不備のない申請書を受理した時点で停止します。

○不承認となった場合は決定通知後に授業料を納入していただきます。納入方法については決定通知と一緒に通知します。

○令和６年度前期募集分より家計審査基準について、日本学生支援機構の給付型奨学金を準用することとなりました。家計基準の詳細は以下のページをご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html

※ただし、外国人留学生等で親からの仕送りを受けている場合は、上記基準内であっても減免区分が異なる場合等は減免が受けられない場合がありますのでご注意ください。

※令和５年度以前に本学独自の授業料減免制度の適用を受けた学生については、従来どおりの家計審査基準とします。ただし、外国人留学生等で親からの仕送りを受けている場合等は、令和５年度以前と減免区分が異なる場合があるのでご了承ください。

Ⅰ　全員が提出する書類

※マイナンバーが記載されている書類については、マイナンバー部分を黒く塗りつぶし、見えないようにしてください。
※状況に応じて他の書類が必要となる場合があります。必要な場合は追って連絡します。
大学のメールアドレス（学籍番号@wakayama-med.ac.jp）に連絡しますので、携帯電話に転送するなど、こまめに確認できるようにしてください。）

①　授業料減免申請書、 経済状況調書 ※記入例あり	・不要の文字は二重線で抹消すること。 ・PC 等で作成、メールでの提出が可能。 ※PC 等で作成の場合、Word は Windows 版で作成してください。（Mac 版はレイアウトが崩れる可能性があります。）
②　住民票	・**世帯全員**分　1 枚 ※続柄を省略していないもの（マイナンバーは不要）
③　個別収入状況調査票 （令和 6 年度以降新規採用者用） または 個別収入状況調査票 （令和 5 年度以前採用者用） ※記入例あり	・1 人につき 1 枚作成。（不足する場合は用紙をコピーし、提出すること） ・令和 6 年度以降に新たに減免の申請を行う者は「令和 6 年度以降新規採用者用」を、令和 5 年度以前に減免の適用を受けた者は「令和 5 年度以前採用者用」で作成。 ・調査票をよく確認し、個人毎に収入を証明する書類をホチキスで添付すること。 ・外国人留学生等で、1 月 1 日時点で海外に居住していることを理由として、所得を証明する書類が提出できない場合は、「所得に関する申告書」（※Ⅱ参照）を提出すること。
④　世帯・奨学金状況調査票 ※記入例あり	・1 枚作成すること **※奨学金については、特別な場合を除き、申請中または受給中の状態でなければ減免申請はできません。**

Ⅱ　該当する者のみ提出する書類

長期療養特別控除申請書	・6 か月以上の療養中又は療養予定の者がいる場合 ・詳細は別紙を確認すること
独立生計者の家計状況申告書	・独立生計者の場合 ・保険証のコピーを添付すること。 ※外国人留学生等で、保険証がない場合は、「独立生計に関する事情書並びに誓約書」を添付すること。
収入見込みに関する証明 ※記入例	・令和 7 年 1 月～現在までに収入に大幅な変動（概ね 2 割以上）があった場合 ・収入の変動があった者 1 人につき 1 枚作成。

無収入者にかかる申立書	・所得金額０円と記載のある非課税証明書（原本）、又は所得金額０円と記載のある所得証明書（原本）を添付すること。 ※昨年度分が発行されていない場合は、最新の非課税証明書で可。 ※アルバイト等をしていない学生の場合は、学生証の写しで可。
所得に関する申告書	外国人留学生等で、１月１日時点で海外に居住していることを理由として、所得を証明する書類が提出できない場合に提出。

Ⅲ　提出期限（必着）

●４月１５日（水）：① 授業料減免申請書、経済状況調書
●６月１２日（金）：その他必要書類

※書類が期限内に提出できない場合は、必ず期限までに学生課まで相談してください。書類不備のため不承認となる場合があります。

Ⅳ　提出先

【メール】i-syogak@wakayama-med.ac.jp
※授業料減免申請書、経済状況調書（別記第１号第２号様式）のみ可
【窓　口】学生課（紀三井寺キャンパス）窓口
【郵　送】〒641-8509　和歌山県和歌山市紀三井寺 811-1
和歌山県立医科大学　学生課　授業料減免担当者　あて
※郵送の際は、封筒の表に「授業料減免申請書類在中」と記載し、特定記録、簡易書留、レターパック等、配達記録が残る方法で郵送してください。